



令和4年10月から

# ボイラーの届出の

# 規模要件等がかわります！

## ○届出要件の変更

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）及び札幌市生活環境の確保に関する条例（以下「市条例」という。）が改正され、ボイラーの伝熱面積に係る要件がなくなりました。

- ・燃料の燃焼能力が重油換算で 15L/h 未満のボイラーは、伝熱面積に関わらず、届出不要となります。（変更点：下図[A]）
- ・燃料の燃焼能力が重油換算で、15L/h 以上 50L/h 未満のボイラーは、伝熱面積に関わらず、市条例の届出が必要になります。（変更点：下図[B]）

＜これまで＞			＜改正後＞						
		バーナーの燃料の燃焼能力 (L/h)					燃料の燃焼能力 (L/h)		
		15 未満	15 以上 50 未満	50 以上			15 未満	15 以上 50 未満	50 以上
伝熱 面積 (㎡)	10 以上	要届出 (大防法) [A]	要届出 (大防法) [B]	要届出 (大防法)	10 以上	届出不要 [A]	要届出 (市条例) [B]	要届出 (大防法)	
	10 未満	届出不要	要届出 (市条例)	要届出 (大防法) ※	10 未満	届出不要	要届出 (市条例)	要届出 (大防法) ※	

◆燃料の燃焼能力は重油換算値です。（換算前：気体燃料 80m<sup>3</sup>/h、固体燃料 80kg/h）

## ○要件が変更された届出済の施設について

- [A] 新たな手続きは不要です（自動的に対象外とみなします）。
- [B] 新たな手続きは不要です（自動的に市条例対象とみなします）。

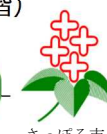


## ○ばい煙測定について

- [A] 測定義務はなくなります。今後も適正な管理に努めてください。
- [B] 測定義務はなくなります。今後も適正な管理に努めてください。
- ※ 小型ボイラー（伝熱面積が 10㎡未満で燃料の燃焼能力が 50L/h 以上のボイラー）については、従前どおりの取扱いとなります。（基本的にばい煙測定までは求められませんが、適正な管理に努めてください。）

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課（〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 12 階）

■電話：011-211-2882 ■E-mail：[kankyo\\_taisaku@city.sapporo.jp](mailto:kankyo_taisaku@city.sapporo.jp) 令和4年8月発行



さっぽろ市  
02-J02-22-1698  
R4-2-1122